

広島県告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市東酒屋町字石寺山八五〇の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため